

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四節 資本</p> <p>第一目・第二目（略）</p> <p>第三目 資本剰余金（第六十三条・第六十四条）</p> <p>第四目 利益剰余金（第六十五条・第六十六条）</p> <p>第五目 雑則（第六十七条―第六十八条の二の四）</p> <p>第三章―第七章（略）</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第十条の二 特定信託財産について作成すべき財務諸表について、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めにかかわらず、この規則の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四節 資本</p> <p>第一目・第二目（略）</p> <p>第三目 資本準備金及び利益準備金（第六十三条・第六十四条）</p> <p>第四目 その他の剰余金又は欠損金（第六十五条―第六十八条の三）</p> <p>第五目 雑則（第六十八条の三）</p> <p>第三章―第七章（略）</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第十条の二 特定信託財産について作成すべき財務諸表について、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めにかかわらず、この規則の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適</p>

当でないとして認め、別に指示した事項については、この限りでない。

(資本の分類)

第五十九条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

(削る)

(資本金に関する注記)

第六十一条 会社が発行する株式及び発行済株式の種類及び総数は、注記しなければならない。

第三目 資本剰余金

(資本剰余金の区分表示)

第六十二条 資本剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 資本準備金

二 その他資本剰余金(資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金をいう。)

2 法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものは、資本準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

用でないとして認め、別に指示した事項については、この限りでない。

(資本の分類)

第五十九条 資本は、資本金、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に分類して記載しなければならない。

2 前項の場合において、資本の欠損がある場合には、その他の剰余金は、欠損金として記載しなければならない。

(資本金に関する注記)

第六十一条 会社が発行する株式及び発行済株式の総数は、注記しなければならない。

第三目 資本準備金及び利益準備金

(資本準備金及び利益準備金の表示)

第六十二条 資本準備金及び利益準備金は、それぞれ資本準備金及び利益準備金の科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

(新設)

2 法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものは、資本準備金又は利益準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

3) 第一項第二号のその他資本剰余金に属する資本剰余金については、当該資本剰余金の発生源を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(資本準備金による欠損てん補の注記)

第六十四条 当該事業年度開始の前二年内に資本準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損てん補を行った場合には、当該準備金の名称、欠損てん補に充たされた金額及び欠損てん補を行った年月(当該処分に係る決算について株主総会の承認があつた年月)を注記しなければならない。

第四目 利益剰余金

(利益剰余金の区分表示)

第六十五条 利益剰余金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 利益準備金

二・三 (略)

2) 法律で定める準備金で利益準備金に準ずるものは、利益準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

(準備金による欠損てん補の注記)

第六十四条 当該事業年度開始の前二年内に資本準備金、利益準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損てん補を行った場合には、当該準備金の名称、欠損てん補に充たされた金額及び欠損てん補を行った年月(当該処分に係る決算について株主総会の承認があつた年月)を注記しなければならない。

第四目 その他の剰余金又は欠損金

(その他の剰余金又は欠損金の区分表示)

第六十五条 その他の剰余金又は欠損金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 その他の資本剰余金(資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金をいう。)

二・三 (略)

(新設)

第六十五条の二 第六十四条の規定は、当該事業年度開始の前二年内に利益準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損を補った場合に準用する。

第五目 雑則

(資本の欠損の注記)

第六十七条 純資産額から第六十八条の二に規定する土地再評価差額金及び第六十八条の二の二に規定するその他の有価証券評価差額金の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(配当制限に関する注記)

第六十八条 資本のうち、商法第二百九十条第一項の規定により利益の配当に充当することを制限されているものがある場合には、その旨及び制限を受けることとなる金額を注記しなければならない。

2・3 (略)

(再評価差額金の表示)

第六十八条の二 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金は、第五十九条の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、土地再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

第六十五条の二 前条第一号のその他の資本剰余金に属する剰余金については、当該剰余金の発生源泉を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

第六十七条 削除

(配当制限に関する注記)

第六十八条 第五十九条に規定するその他の剰余金(当期に利益準備金として積立てることを要する金額を除く。)(金額のうち、商法第二百九十条第一項の規定により利益の配当に充当することを制限されているものがある場合には、その旨及び制限を受けることとなる金額を注記しなければならない。)

2・3 (略)

(再評価差額金の表示)

第六十八条の二 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金は、第五十九条の規定にかかわらず、利益準備金の次に別に区分を設け、再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

(その他有価証券の評価差額の表示)

第六十八条の二の二 資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額は、第五十九条の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

(自己株式の保有数の注記)

第六十八条の二の四 会社が保有する自己株式の数は、株式の種類ごとに注記しなければならない。

(削る)

(利益処分に関する表示方法)

第六十二条 (略)

2| その他有資本剰余金を処分した場合には、その内容は、次に掲げる科目をもつて掲記しなければならない。

一 その他有資本剰余金

二 その他有資本剰余金処分額

三 その他有資本剰余金繰越額

第六十三条 第六十五条第二号の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期未処分利益に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を

(その他有価証券評価差額金の表示)

第六十八条の二の二 資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額は、第五十九条の規定にかかわらず、その他の剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

第五目 雑則

(利益処分に関する表示方法)

第六十二条 (略)

(新設)

第六十三条 第六十五条第二号の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一号の当期末処分利益に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名

示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(利益処分額の区分表示)

第百十四条 第百十二条第一項第二号の利益処分額は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

(損失処理に関する表示方法)

第百十五条 (略)

2| その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、次に掲げる科目をもつて掲記しなければならない。

一 その他資本剰余金

二 その他資本剰余金処分額

三 その他資本剰余金繰越額

(損失処理額の区分表示)

第百十六条 前条第一項第二号の損失処理額は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 (略)

二 その他資本剰余金取崩額

三・四 (略)

称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(利益処分額の区分表示)

第百十四条 第百十二条第一項第二号の利益処分額は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

(損失処理に関する表示方法)

第百十五条 (略)

(新設)

2| その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、次に掲げる科目をもつて掲記しなければならない。

一 その他資本剰余金

二 その他資本剰余金処分額

三 その他資本剰余金繰越額

(損失処理額の区分表示)

第百十六条 前条第一項第二号の損失処理額は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 (略)

二 その他の資本剰余金取崩額

三・四 (略)

附則

- 1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この府令による改正後の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）は、第百十二条から第百十六条まで及び様式第六号並びに様式第七号に係る改正規定を除き、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する財務諸表に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち施行日以後に提出される有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されるものについては、新財務諸表規則を適用して作成することができる。

改正後

様式第二号
【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
		金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
資産・負債の部 (略)					
(資本の部)					
資本金		×××		×××	
資本剰余金					
1 資本準備金		×××	×××	×××	
2 その他資本剰余金		×××	×××	×××	
自己株式処分差益		×××	×××	×××	
.....		×××	×××	×××	
資本剰余金合計		×××		×××	
利益剰余金					
1 利益準備金		×××	×××	×××	
2 任意積立金		×××	×××	×××	
中間配当積立金		×××	×××	×××	
.....		×××	×××	×××	
3 当期末処分利益		×××	×××	×××	
(又は当期末処理損失)					
利益剰余金合計		×××		×××	
資本合計		×××		×××	
負債資本合計		×××		×××	

現 行

様式第二号
【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
		金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
資産・負債の部 (略)					
(資本の部)					
資本金		×××		×××	
資本準備金		×××		×××	
利益準備金		×××		×××	
その他の剰余金 (又は欠 損金)					
1 その他の資本剰余金					
保険差益積立金		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
2 任意積立金					
中間配当積立金		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
3 当期末処分利益			×××		×××
(又は当期末処理損失)					
その他の剰余金			×××		×××
(又は欠損金)合計			×××		×××
資本合計		×××		×××	
負債資本合計		×××		×××	

出		入		出		入	
(規則)様式第六号 【利益処分計算書】				(規則)様式第六号 【利益処分計算書】			
		前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)			
区	分	記号 番号	金額(円)	金額(円)	区	分	記号 番号
当期末処分利益			× × ×	× × ×	当期末処分利益		
利益処分額					利益処分額		
利益準備金		× × ×		× × ×	利益準備金		× × ×
配当金		× × ×		× × ×	配当金		× × ×
役員賞与		× × ×		× × ×	役員賞与		× × ×
資本金		× × ×		× × ×	資本金		× × ×
任意積立金					任意積立金		
.....積立金		× × ×		× × ×積立金		× × ×
.....		× × ×	× × ×	× × ×		× × ×
次期繰越利益			× × ×	× × ×	次期繰越利益		× × ×
(記載上の注意)							
1. <u>その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。</u>							
2. <u>その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること</u>							
2							

出					入						
(規則)様式第七号 【損失処理計算書】					(規則)様式第七号 【損失処理計算書】						
		前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)				前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
区	分	記号 番号	金額(円)		金額(円)		区	分	記号 番号	金額(円)	
当期末処理損失				×××		×××	当期末処理損失				×××
損失処理額							損失処理額				×××
任意積立金取崩額							任意積立金取崩額				
・・・積立金取崩額			×××		×××		・・・積立金取崩額			×××	
・・・・・・・・・・・・・・・・			×××	×××	×××	×××	・・・・・・・・・・・・・・・・			×××	×××
利益準備金取崩額				×××		×××	<u>その他の資本剰余金</u>				
							<u>取崩額</u>			×××	×××
次期繰越損失				×××		×××	利益準備金取崩額			×××	×××
							資本準備金取崩額			×××	×××
							次期繰越損失			×××	×××
(記載上の注意)											
1. <u>その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。</u>											
2. <u>その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること</u>											
—											

改 出 帳

(規則)様式第十二号
【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(円)					
資本金のうち既発行株式	(株)	()	()	()	()
	(円)				
	(株)	()	()	()	()
	(円)				
	計 (株)	()	()	()	()
	計 (円)				
資本準備金及びその 他資本剰余金	(円)				
	(円)				
	計 (円)				
利益準備金及び任意 積立金	(円)				
	(円)				
	計 (円)				

(記載上の注意)

- 1.~3. (略)
4. 資本準備金及びその他資本剰余金についての区分欄には、その発生源泉の区分(資本準備金にあつては、株式払込剰余金、合併差益等の別、その他資本剰余金にあつては、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益等の別)を記載すること。
5. 資本準備金及びその他資本剰余金について当期増加額がある場合には、その発生の原因の概要を欄外に記載すること。また、資本準備金及びその他資本剰余金について当期減少額がある場合には、資本組入れ等による減少の理由を欄外に記載すること。
6. (略)

取 込

(規則)様式第十二号
【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(円)					
資本金のうち既発行株式	(株)	()	()	()	()
	(円)				
	(株)	()	()	()	()
	(円)				
	計 (株)	()	()	()	()
	計 (円)				
資本準備金及びその 他資本剰余金	(円)				
	(円)				
	計 (円)				
利益準備金及び任意 積立金	(円)				
	(円)				
	計 (円)				

(記載上の注意)

- 1.~3. (略)
4. 資本準備金及びその他資本剰余金についての区分欄には、その発生源泉の区分(株式払込剰余金、減資差益、合併差益、国庫補助金等の別)を記載すること。
5. 資本準備金及びその他資本準備金について当期増加額がある場合には、その発生の原因の概要を欄外に記載すること。また、資本準備金及びその他資本剰余金について当期減少額がある場合には、資本組入れ等による減少の理由を欄外に記載すること。
6. (略)